

損保 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 「損害保険会社の保険計理人の実務基準」において、下記の空欄にあてはまるもっとも適切な語句を記入しなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 1 点 (計 6 点)

(1) 財産の状況に関する確認における事業継続困難となる場合の手続き (第 20 条第 2 項)

2. 事業継続に関する確認の結果、事業継続基準不足相当額が発生した場合において、保険計理人は、次の各号に掲げる経営政策の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示すことができる。ただし、これらの経営政策の変更は、ただちに行われるものでなければならない。

- ① 方針の見直し
- ② 資産運用方針 (ポートフォリオ) の見直し
- ③ 一部または全部の保険商品の販売方針や の変更 (売り止めを含む。)
- ④ 今後締結する保険契約の商品内容や価格の改定
- ⑤ 実現可能と判断できる の抑制
- ⑥ 一部または全部の保険商品の契約者配当の引き下げ

(2) IBNR 備金に関する確認における留意事項のうちの一つである攪乱要因 (第 27 条第 1 項第 5 号)

⑤ IBNR 備金の攪乱要因 IBNR 備金の攪乱要因になりうるものは、次のとおりである。統計分析上の異常値がある場合などは、これらの存在に留意するとともに、大きな影響があると判断するものについて一定の前提条件を置き、適宜・適切にデータまたは見積り結果を修正する必要がある。

イ 大口損害等の異常値

ロ 等の低頻度かつ巨額の支払

ハ アスベスト・ 等の潜在的な危険

ニ インフレーション・為替レート

ホ 新商品・約款・引受基準・保険金査定方法・普通支払備金見積り方法・販売方針・販売経路・再保険スキーム等の内的な変化

へ 法令・税制・ ・社会慣習等の外的な変化

問題 2. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 4 点 (2) 6 点 (計 10 点)

(1) 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性の判断要件について簡潔に説明しなさい。

(2) 下記の「A 社に関する資料」をもとに次の①～③の金額を求めなさい。

- ① A 社の繰延税金資産の全額を回収可能とした場合の 20X1 年度末の繰延税金資産及び当期純利益の金額
- ② A 社の繰延税金資産の回収可能額が 900 とされた場合の 20X1 年度末の繰延税金資産及び当期純利益の金額
- ③ A 社の繰延税金資産の全額を回収可能とした場合で、20X4 年度より税率が 30%に引き下げられることになった場合の 20X1 年度末の繰延税金資産及び当期純利益の金額

(A 社に関する資料)

20X1 年度

期初繰延税金資産 1,200

税引前当期純利益 300

税法上損金とならない金額

異常危険準備金有税繰入れ 100

IBNR 備金有税繰入れ 100

退職給付引当金繰入れ 100

交際費限度超過額 50

税法上益金とならない金額

異常危険準備金有税戻入れ 300

IBNR 備金有税戻入れ 100

受取配当金の益金不算入額 150

税率 40%

20X1 年度末における将来減算一時差異の解消予定年度

解消予定年度	20X2 年度	20X3 年度	20X4 年度	20X5 年度	20X6 年度以降
金額	800	600	600	500	左記以外の残額

A 社に税務上の繰越欠損金はなく、期初においても期末においても記載の項目以外に係る一時差異はないものとする。

問題 3. 次の (1) ～ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 4 点 (計 16 点)

- (1) 損害保険会計において、「特別損失」に区分される損失について、「固定資産処分損」および「減損損失」以外について 2 つ例を挙げ、それぞれ簡潔に説明しなさい。
- (2) 損害保険会社が資金調達をする際に、劣後債務を取り入れることによるメリットとその留意点について簡潔に説明しなさい。
- (3) 危険準備金 IV の算出で実施する第三分野保険のストレステストに関して、保険会社向けの総合的な監督指針において「被保険者数が少なく、統計的な取り扱いが困難なケース」として認められている取り扱いについて簡潔に説明しなさい。
- (4) 「ダブル・ギャリング」について簡潔に説明し、わが国のソルベンシー・マージン制度におけるダブル・ギャリングの取り扱いについて説明しなさい。

問題 4. 次の (1) ～ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 7 点 (計 28 点)

- (1) 火災保険の普通責任準備金と異常危険準備金に関する現行制度について説明しなさい。
- (2) 2014 年 4 月より消費税が 8%に引き上げられることとなり、また、2015 年 10 月にも 10%への引き上げが予定されている。2014 年 3 月期における IBNR 備金の見積りにおいて、2015 年 10 月にも消費税が引き上げられることを前提として、消費税の引き上げを考慮した対応方法について説明しなさい。
- (3) 損害保険会社における ALM の管理対象となるリスクを 2 つ挙げ、それらについて簡潔に説明した上で、それぞれの管理方法について説明しなさい。
- (4) 保険会社向けの総合的な監督指針における「II-2-6 リスク管理」において「II-2-6-2 ストレステストの実施」が記載されているが、ストレステストを実施する意義とストレステストのシナリオの設定における留意点について説明しなさい。

【 第 II 部 】

問題 5. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、解答用紙は (1) は 2 枚以内、(2) は 3 枚以内とすること。指定枚数を超えて解答した場合、(1) は 3 枚目以降、(2) は 4 枚目以降については採点の対象外とする。] (1) 15 点、(2) 25 点 (計 40 点)

- (1) 保険期間が長期である火災保険の責任準備金のあり方について所見を述べなさい。ただし、現行制度の内容については、特段記述する必要はない。
- (2) 大規模かつ複雑なリスクを抱える損害保険会社が、経済価値評価に基づく統合リスク管理を行う際の基本的な管理サイクル (PDCA) について説明しなさい。また、リスク計量化の観点から留意すべき点およびその対応について、所見を述べなさい。

以 上

損保 2 (解答例)

【 第 部 】

問題 1

- (A) 保有・出再
- (B) 引受基準
- (C) 事業費
- (D) 集積損害
- (E) 環境汚染
- (F) 判例

問題 2 (1)

将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は次の要件のいずれかを満たしているかどうかにより判断する。

(1) 収益力に基づく課税所得の十分性

将来減算一時差異の解消年度およびその解消年度を基準として税務上認められる欠損金の繰越しが可能な期間（以下「繰越期間」という）に、課税所得が発生する可能性が高いと見込まれること。

(2) タックスプランニングの存在

将来減算一時差異の解消年度や繰越期間に含み益のある固定資産または有価証券を売却する等、課税所得を発生させるタックスプランニングが存在すること。

(3) 将来加算一時差異の十分性

将来減算一時差異の解消年度および繰越期間に将来加算一時差異の解消が見込まれること。

問題 2 (2)

20X1年度の将来減算一時差異

期初	$1,200 \div 40\% = 3,000$
当期発生	$100 + 100 + 100 = 300$
当期解消	$300 + 100 = 400$
期末	$3,000 + 300 - 400 = 2,900$

20X1年度の課税所得、法人税及び住民税

税務上損金とならない金額	$100 + 100 + 100 + 50 = 350$
税務上益金とならない金額	$300 + 100 + 150 = 550$
課税所得	$300 + 350 - 550 = 100$
法人税及び住民税	$100 \times 40\% = 40$

繰延税金資産

$$2,900 \times 40\% = 1,160$$

当期純利益

税引前当期純利益	300
-) 法人税及び住民税	40
-) 法人税等調整額	<u>40</u>
当期純利益	220

繰延税金資産

と同様に1,160と計算されるが、回収可能額が900であることから、900となる。

当期純利益

税引前当期純利益	300
-) 法人税及び住民税	40
-) 法人税等調整額	<u>300</u>
当期純利益(損失)	40

繰延税金資産

20X6年度以降に解消が予定される将来減算一時差異は

$$2,900 - (800 + 600 + 600 + 500) = 400$$

解消予定年度ごとの税率を掛けると、

$$(800 + 600) \times 40\% + (600 + 500 + 400) \times 30\% = 1,010$$

当期純利益

税引前当期純利益	300
-) 法人税及び住民税	40
-) 法人税等調整額	<u>190</u>
当期純利益	70

問題3(1)

損害保険会計におけるその他の特別損失の勘定科目として、「価格変動準備金繰入額」、「不動産等圧縮損」、「その他特別損失」などがあり、「価格変動準備金繰入額」は、価格変動準備金の繰入額が戻入額を上回る場合において、繰入額から戻入額を控除した金額を処理するものであり、「不動産等圧縮損」については、不動産の圧縮記帳を直接減額により行う場合の圧縮損を処理するものである。また、「その他特別損失」はこれらの勘定に属さない特別損失を処理するもので、例として関係会社株式の評価損や合併に伴う費用、早期退職や希望退職を実施した際の特別加算金などが挙げられる。

問題3(2)

メリットについては、以下の点が挙げられる。

- ・一定の条件の範囲内でソルベンシーマージン比率算出の際にソルベンシーマージン(支払余力)に算入することができ、健全性の向上につながる。
- ・通常の増資と異なり、株主価値の希薄化を防ぐことができる。

留意点については、以下の点が挙げられる。

- ・保険会社が劣後債務を取り入れる場合には、保険業法第127条、同施行規則第85条の規定により、内閣総理大臣への届出を必要とする。
- ・社債発行や借入での資金調達に比べて利息金利が高く、また、満期までの期間が長くなっている場合も多いので、取入目的、限度、収支に与える影響等を勘案し、返済計画等の適正な管理が必要となる。

問題3(3)

保険会社向けの総合的な監督指針では、被保険者数が少なく、統計的な取り扱いが困難なケースにおいては、以下の取り扱いが可能と記載されている。

- ・発売後十分な期間が経過しておらず、ストレステスト又は負債十分性テストにおいて統計的な取り扱いが困難なケースにおいては、予定発生率の算出に用いた過去の実績又は統計資料を活用することにより、データの不足等を補うための適切な保険数理の方法を用いてよい。ただし、この場合にあっても実績データが予定発生率の算出に用いたデータとの間に大きな乖離がないか検証し、実績データを踏まえた適切な対応を行う必要がある。
- ・新契約の募集を停止し、かつ被保険者数が少なくなったことにより、大数の法則が機能せず、結果として収支相等の原則の適用が困難なときは、当該契約集団の給付額(対象保険金を必ず支払うものとして算出した額)を、負債十分性テストにおける支出見込額として使用することができる。この場合においては、ストレステスト(危険準備金の算出)は適用しないこととする。

問題3(4)

ダブルギアリングとは、金融機関による他の金融機関等への出資のことをいう。ダブルギアリングが行われると、レバレッジ効果により、実際の資本よりも見かけ上の資本充実度が改善されてしまうため、金融機関等における自己資本に対して、何らかの規制がなされている。

保険会社のソルベンシーマージン比率に関しては、大蔵省告示第50号(平成8年2月29日)の第1条の2において、下記の記載がなされている。

法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合における、当該保有している他の保険会社又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとする。

問題4(1)

普通責任準備金は、未経過保険料と初年度収支残の大きな方を、決算日以降の未経過期間の責任への備えとして積み立てるものである。

異常危険準備金は、毎年、正味保険料の一定率(火災保険であれば、現行5%)を乗じたものを積み立て、当該年度の正味損害率が一定以上(火災保険であれば50%以上)の場合に取り崩すものである。

また、自然災害責任準備金については、自然災害に対する責任準備金が十分であるかどうかを確認したうえで、不足することが想定する場合に未経過保険料を上乗せするものである。また、異常危険準備金についても、既往の最大台風である伊勢湾台風が再度発生した場合の予想損害額などをベースに、積立上限額および毎期の繰入額の最低水準を定めている。

また、保険計理人の確認業務において、将来収支分析を行った結果として、追加責任準備金を積むことも想定される。

問題4(2)

想定される主な留意点は、以下の通り。

どの保険種目のどの保険金が消費税の影響を受けるのか

- ・ 消費税の影響を受ける対象種目と、さらにその中でどの保険金が影響を受けるかを把握する。消費税の対象は、主に物の損害を填補するものが主流と考えられることから、自動車保険の対物賠償や車両保険、火災保険などが対象と考えられる。また、自動車保険の対人賠償や人身傷害においても、慰謝料や介護費用なども中期的に影響を受ける場合があるが、それらをどのように織り込むかについては損害調査部門も含めた十分な検討が必要である。

実際の支払タイミングがいつであるか

- ・ 消費税の引き上げは2度行われることから、支払備金として積まれたものが、いつ支払われるかも重要である。通常、IBNR備金の見積りにおいては、発生保険金をもとに見積りが行われることが多いが、この手法のみでは、支払タイミングを把握するわけではないことから、累計支払保険金をもとにした見積りも合わせて行い、支払タイミングを考慮した上で、影響額を算定するなどの検討も必要となる。

3月末の普通支払備金への反映

- ・ IBNR備金を推計する際は、3月末の普通支払備金がベースとなることから、その積立基準に消費税引き上げの影響がどのように反映しているかを把握することが重要となる。

(注) IBNR備金を推計する際の消費税改定に係る取り扱いは、規定やガイドライン等により定まっているものではないが、本問では実務的な観点から影響の範囲を適切に想定すること、およびそれらに対応する方法を考えられていることを、採点の対象とした。

問題4(3)

金利リスク：

金利リスクは、資産と負債のキャッシュフローのミスマッチにより、市場金利の変化に伴い経済価値ベースの資産・負債の差額（NAV）が変動するリスクである。このリスクを管理するには、資産・負債のキャッシュフロー・ラダーを描いたり、年限別の金利感応度（Basis Point Value）を測定したりすることで、ミスマッチの状況を把握した上で、資産のキャッシュフローが超過している年限の債券を売却し、負債のキャッシュフローが超過している年限の債券を購入するなど、金利リスクを中立化するための投資行動を実施することが考えられる。

流動性リスク：

流動性リスクは、保険金の支払いや債務の期限が到来した際に、負債の裏付けとなる資産に十分な流動性がなかった場合に、不利な条件で資産の換金や資金調達を行わなければならないことにより損失が発生するリスクである。このリスクを管理するには、現預金や換金性の高い資産の割合（流動性比率）を一定以上に保つように管理することが考えられる。また、比率ではなく、実際に支払う保険金の額を想定し、一定期間内にその額の資金を確保できるかを定期的に管理する方法も考えられる。

上記の他に、為替リスク、インフレーションリスクなどもALMの管理対象として考えられる。

問題4(4)

保険会社向けの総合的な監督指針に記載されているストレステストの「意義」は、次の通り。

- ・ 保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト（想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析）は重要である。特に、市場が大きく変動しているような状況下では、VaR によるリスク管理には限界があることから、ストレステストの活用は極めて重要である。保険会社においては、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。

また、同監督指針の「主な着眼点」に記載されているストレステストのシナリオ設定における留意点は次の通り。

- ・ ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ（過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ）のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、株式の価格、金利、為替、信用スプレッドなど、保険会社の保有するリスクに応じて、複数の要素についてストレスシナリオを作成しているか。さらに、これらの要素のうち、複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。こうしたストレスシナリオの設定において、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。
- ・ このほか、再保険やデリバティブ等によるリスクのヘッジを行っている場合には、カウンターパーティーリスクを考慮してストレスシナリオを設定しているか。

【 第 部 】

問題5（1）

火災保険としての責任準備金のあり方

1．責任準備金の構成

現在の責任準備金については、自然災害部分について未経過保険料としての上乗せと異常危険準備金として一定のリスク量を踏まえた積み立てがなされているが、そもそも火災保険には、通常の火災リスクと自然災害による風水災や地震などのリスクが含まれている。火災リスクにおいては、企業物件などでは巨大災害となるケースも想定されるが、住宅物件、一般物件については気候等にある程度左右されるものの、年度ごとの保険金がそれほど大きく変動するというわけではない。一方、自然災害リスクについては、何十年に一度というようなりスクを担保することもあるため、これらの要素に区分して責任準備金を考えることが必要であるものと考えられる。

2．自然災害のリスク量の測定方法

現行の自然災害のリスク量の定量化におけるリスク量計測の再現期間が風水災と地震で異なっていることから、これらの再現期間については検討の余地があるものと思料される。

3．異常危険準備金の取り扱い

自然災害責任準備金の導入により異常危険準備金においても積立限度額においても、過去の業務実績の残余という観点から、必要な金額を積み立てるという観点が入り入れられたものの、損害率に基づき取り崩し額が決定されるという点や、正味収入保険料の一定割合を積み立てるという点についてはリスク量の計量化の観点も含めて検討が必要であると思料される。

長期火災保険の責任準備金のあり方

1．予定利率の取り扱い

長期契約の場合、保険料設定時に予定利率を織り込んでいるが、過去の契約などでは予定利率が高い契約もあり、契約締結年度によって将来の同じ年度に係る支払保険金等の期待値を割り引く利回りが異なる場合がある。従って、保険料率に織り込まれた予定利率をもとに責任準備金を計算するべきかについて検討の余地がある。

2．自然災害の高まりの反映

予定利率と同様に純保険料の区分は、契約時点で決まっているが、その後の状況等を反映するような仕組みとはなっていない。補完的な仕組みとして保険計理人の追加責任準備金制度は存在しており、この中で対応することも考えられるが、現在の実績値をもとに将来の負債を測定するという経済価値ベースで取り扱うことについても検討が必要である。

3．異常危険準備金の取り扱い

契約時には、正味収入保険料の一定割合が異常危険準備金として積み立てられるものの、損害率が一定率を上回った場合に取り崩されることから、長期契約として将来分の異常危険準備金が積み立てられていないこととなる可能性がある。

4．自然災害のリスク量の測定期間

現行の自然災害のリスク量の定量化においては、原則として期末時点の保有責任に対するものとなってい

るが、長期の火災保険において、その計測方法のみで十分かどうかの検討が必要であると思料される。

なお、前記の解答については、現行制度のあり方に対する「検討の視点」のみを記載していますが、受験生の解答においては受験生自らが考える「あり方の提起」まで言及することを期待しています。また、現行制度におけるあり方を論述するのではなく、経済価値ベースでの責任準備金のあり方に言及する場合には、自然災害リスクを扱う長期の火災保険固有の論点にまで言及することを期待しています。

問題5(2)

1. 統合リスク管理の意義

- ・ 保険会社の経営は、保険契約を履行するための「財務の健全性」を確保しながら、企業価値向上を図るための「収益性改善」が求められるが、これらを実行するには、自社の財務状況と保有リスクを経済価値ベースで適時に把握しながら、リスクコントロールや各種の収益向上施策を適切に実行できる経営管理態勢が必要となる。
- ・ 特に、自然災害リスクや海外リスク、企業物件、長期第三分野といった多様な保険リスクや、金利や為替等の市場リスク、信用リスクなど、複雑なリスクを保有する保険会社は、内包する種々のリスクを事業区分等のカテゴリーごとに管理することに加え、これらのリスクを統合して管理する態勢整備が一層重要となる。

2. 基本的な管理サイクル(PDCA)

(1) 方針の策定(Plan)

- ・ 会社の経営方針・経営戦略に基づき、保険リスク・市場リスク等について、取得する(しない)リスク、目標とするコンバインドレシオや健全性指標(格付、ソルベンシー比率、資本バッファ等)などについて、経営レベルの「リスク選好方針(リスクアペタイト)」を策定する。
- ・ リスク選好方針に基づき、事業カテゴリーごとのリスク許容度や個別リスクごとのリスクリミット等を設定する。

(2) 実行(Do)

- ・ 上記方針に基づいて保険引受や資産運用を実行すると共に、実際の事業運営が予め設定したリスク許容度やリスクリミットに抵触していないことを、定期的にモニタリングする。

(3) 評価(Check)

- ・ 事業カテゴリーごとの損益実績や個別リスクごとのリスク取得実績を把握し、リスク選好方針で設定した指標の達成状況や、収益性についての要因分析等を行う。

(4) 改善活動(Action)

- ・ 経営環境の変化に伴う経営戦略の改定や上記の要因分析の結果を踏まえ、必要に応じて、リスク選好方針やリスク許容度、リスクリミット等の見直し、または資本や人材等の資源の再配分を行う。

3. リスク計量化の観点から留意すべき点

- ・ 一般に、統合リスク管理においては、経済価値ベースで評価した資産と負債の差額(修正純資産)に対して、保有リスク量が適切な範囲に収まっていることを確認するプロセスが重要となる。従って、リスク計量の際は、資産・負債の経済価値評価と統合的に評価する必要がある。

- ・ リスク指標に VaR を用いる場合は、例えばリスク選好方針で目標とする格付水準と同等となるように設定するなど、基準となる信頼区間や保有期間についての考え方を明確にする。
- ・ 事業環境の変化への対応や、パラメーターや相関・リスク統合方法の精度向上、対象リスク拡大のための取り組みなどを常時行うことが重要。例えば、バックテストによるパラメーター検証の実施や、定期的に定性的な観点からリスクの洗い出しを行い、モニタリングすることなどが考えられる。
- ・ リスクの計量化に最終形はないことから、上記の PDCA を回しながら、各種の運営が改善され、時間の経過と共に統合リスク管理の高度化が図られるしくみを構築することが重要である。